運営指導を受ける事業者様自身にて、各項目の適否について☑を付け、提出してください。

**船橋市　指定障害福祉サービス事業者等指導調書**

**（生活介護）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 運営指導年月日 | | 年　　月　　日 | |
| 事業者（法人）名 | |  | |
| 事業所の名称 | |  | |
| 事業所指定番号 | |  | |
| 事業所の所在地 | | 〒　　　－ | |
| 定員 | | 指定生活介護事業　　　　　人  （多機能型合計）　（　　　人） | （内訳）  主たる事業所　　　人  従たる事業所　　　人 |
| 管理者 | |  | |
| サービス管理責任者 | |  | |
| 資料作成者 | 職・氏名 |  | |
| 連絡先 |  | |

指導調書における表記等について

Ａ．省略表記

１．「法」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」をいう。

２．「基準省令」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)」をいう。

３．「基準条例」とは、「船橋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和5年船橋市条例第24号）」をいう。

４．「契約支給量」とは、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量をいう。

５．「費用算定基準告示」「告示」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１８年９月２９日厚生労働省告示第５２３号）」をいう。

　　なお、関連告示として、同日付第５３９号告示において、一単位の単価及び級地区分毎に乗ずる割合が示されている。

６．「解釈通知」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成１８年１２月６日付け障発１２０６００１号）」をいう。

Ｂ．根拠条文について

　　「根拠条文及び市処理欄」に記載のある§以降の番号は、基準条例等の根拠条項を示したもの。

　　例：基準省令第5条第1項第1号(ｱ)　→　§5①⑴(ｱ)

　　　　基準条例第5条第1項第1号(ｱ)　→　条§5①⑴(ｱ)

　　　　　　　法第5条第1項第1号(ｱ)　→　法§5①⑴(ｱ)

| **運営指導項目** | **適否** | **根拠条文等**  **及び市処理欄** |
| --- | --- | --- |
| **第１　基本方針** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しているか。 | □適  □否 | §3①  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めているか。 | □適  □否 | §3②  □A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 | □適  □否 | §3③  □A　□B |
| ⑷　指定障害福祉サービス事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第2条の4に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行っているか。 | □適  □否 | §77  □A　□B |
| **第２　人員に関する基準**  **◆従業者の員数** |  |  |
| ⑴　医師  利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数となっているか。 | □適  □否 | §78①⑴  □A　□B |
| ⑵　看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 |  |  |
| ①　看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は指定障害福祉サービスの単位（その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの。）ごとに、常勤換算方法で、アからウまでに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれアからウまでに掲げる数となっているか。  ア　平均障害支援区分が4未満　　　　利用者の数を6で除した数以上  イ　平均障害支援区分が4以上5未満　利用者の数を5で除した数以上  ウ　平均障害支援区分が5以上　　　　利用者の数を3で除した数以上 | □適  □否 | §78①⑵(ｲ)  □A　□B |
| ②　看護職員の数は、指定障害福祉サービスの単位ごとに、１以上となっているか。 | □適  □否 | §78①⑵(ﾛ)  □A　□B |
| ③　理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定障害福祉サービスの単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数となっているか。  ただし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置いているか。 | □適  □否 | §78①⑵(ﾊ)  §78④  □A　□B |
| ④　生活支援員の数は、指定障害福祉サービスの単位ごとに、１以上となっているか。また、1人以上は常勤となっているか。 |  | §78⑥  □A　□B |
| ⑶　サービス管理責任者 |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業所ごとに、①又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ①又は②に掲げる数となっているか。  また、１人以上は常勤となっているか。  ①　利用者の数が60以下　　１以上  ②　利用者の数が61以上　　１に利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 | □適  □否 | §78①⑶  §78⑦  □A　□B |
| ⑷　利用者数の算定 |  |  |
| 利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。 | □適  □否 | §78②  □A　□B |
| ⑸　職務の専従 |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業所の従業者は､専ら当該指定障害福祉サービス事業所の職務に従事する者又は指定障害福祉サービスの単位ごとに専ら当該指定障害福祉サービスの提供に当たる者となっているか。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。） | □適  □否 | §78⑤  □A　□B |
| ⑹　管理者 |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。（ただし、指定障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。） | □適  □否 | §80(§51) |
| ⑺　従たる事業所を設置する場合の特例 |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業所における主たる事業所（主たる事業所）と一体的に管理運営を行う事業所（従たる事業所）を設置している場合、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。 | □適  □否  □該当無 | §79② |
| **第３　設備に関する基準** |  |  |
| **◆設備** |  |  |
| ①　訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けているか。（相談室及び多目的室は利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。） | □適  □否 | §81①③  □A　□B |
| ②　これらの設備は、専ら当該指定障害福祉サービス事業所の用に供するものとなっているか。（ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。） | □適  □否 | §81④  □A　□B |
| ⑴　訓練・作業室  ①　訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。  ②　訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。 | □適  □否 | §81②⑴  □A　□B |
| ⑵　相談室  　　室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けているか。 | □適  □否 | §81②⑵  □A　□B |
| ⑶　洗面所  利用者の特性に応じたものであるか。 | □適  □否 | §81②⑶  □A　□B |
| ⑷　便所  利用者の特性に応じたものであるか。 | □適  □否 | §81②⑷  □A　□B |
| ⑸　多目的室  多目的室は設置してあるか。ただし、相談室と兼用できる。 | □適  □否 | §81①  □A　□B |
| **第４　運営に関する基準** |  |  |
| **◆内容及び手続きの説明** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、支給決定障害者が指定障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定障害福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 | □適  □否 | §93(§9①)  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。 | □適  □否 | §93(§9②)  □A　□B |
| **◆契約支給量の報告等** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスを提供するときは、当該指定障害福祉サービスの内容、契約支給量、その他の必要な事項（受給者証記載事項）を支給決定障害者の受給者証に記載しているか。 | □適  □否 | §93(§10①)  □A　□B |
| ⑵　契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えていないか。 | □適  □否 | §93(§10②)  □A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は指定障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。 | □適  □否 | §93(§10③)  □A　□B |
| ⑷　指定障害福祉サービス事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、⑴から⑶に準じて取り扱っているか。 | □適  □否 | §93(§10④)  □A　□B |
| **◆提供拒否の禁止** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、正当な理由がなく指定障害福祉サービスの提供を拒んでいないか。 | □適  □否 | §93(§11)  □A　□B |
| **◆連絡調整に対する協力** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスの利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。 | □適  □否 | §93(§12)  □A　□B |
| **◆サービス提供困難時の対応** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービス事業所の通常の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定障害福祉サービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害福祉サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。 | □適  □否 | §93(§13)  □A　□B |
| **◆受給資格の確認** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。 | □適  □否 | §93(§14)  □A　□B |
| **◆介護給付費支給の申請に係る援助** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、生活介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | □適  □否 | §93(§15①)  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、生活介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。 | □適  □否 | §93(§15②)  □A　□B |
| **◆心身の状況等の把握** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。 | □適  □否 | §93(§16)  □A　□B |
| **◆指定障害福祉サービス事業者等との連携** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | □適  □否 | §93(§17①)  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 | □適  □否 | §93(§17②)  □A　□B |
| **◆サービスの提供の記録** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスを提供した際は、当該指定障害福祉サービスの提供日、内容その他必要な事項を、指定障害福祉サービスの提供の都度記録しているか。 | □適  □否 | §93(§19①)  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、⑴の規定による記録に際しては、支給決定障害者から指定障害福祉サービスを提供したことについて確認を受けているか。 | □適  □否 | §93(§19②)  □A　□B |
| **◆指定生活介護事業者が利用者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービスを提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 | □適  □否 | §93(§20①)  □A　□B |
| ⑵　⑴により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対し説明を行い、その同意を得ているか。 （ただし、次項目の⑴から⑶までに掲げる支払については、この限りでない。） | □適  □否 | §93(§20②)  □A　□B |
| **◆利用者負担額等の受領** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から当該指定障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けているか。 | □適  □否 | §82①  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、法定代理受領を行わない指定障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から当該指定障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 | □適  □否 | §82②  □A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、⑴及び⑵の支払を受ける額のほか、指定障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。（食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成18年厚生労働省告示545号））  　①　食事の提供に要する費用  イ　食材料費及び調理等に係る費用に相当する額  ロ　事業所等に通う者等のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項第2号から第4号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額  　②　創作的活動にかかる材料費  　③　日用品費  　④　①から③のほか、指定障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの（障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取り扱いについて（平成18年障発第1206002号通知）に規定されているもの） | □適  □否 | §82③④  □A　□B |
| ⑷　指定障害福祉サービス事業者は、⑴から⑶までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。 | □適  □否 | §82⑤  □A　□B |
| ⑸　指定障害福祉サービス事業者は、⑶の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。 | □適  □否 | §82⑥  □A　□B |
| **◆利用者負担額に係る管理** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、支給決定障害者の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定障害福祉サービス事業者が提供する指定障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（利用者負担額合計額）を算定しているか。  この場合において、当該指定障害福祉サービス事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。 | □適  □否 | §93(§22)  □A　□B |
| **◆介護給付費の額に係る通知等** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、法定代理受領により市町村から指定障害福祉サービスに係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費の額を通知しているか。 | □適  □否 | §93(§23①)  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、法定代理受領を行わない指定障害福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定障害福祉サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。 | □適  □否 | §93(§23②)  □A　□B |
| **◆指定障害福祉サービスの取扱方針** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。 | □適  □否 | §93(§57①)  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。 | □適  □否 | §93(§57②)  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業所の従業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 | □適  □否 | §93(§57③)  □A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、その提供する指定障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | □適  □否 | §93(§57④)  □A　□B |
| **◆個別支援計画の作成等** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定障害福祉サービスに係る個別支援計画の作成に関する業務を担当させているか。 | □適  □否 | §93(§58①)  □A　□B |
| ⑵　サービス管理責任者は個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。 | □適  □否 | §93(§58②)  □A　□B |
| ⑶　アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。 | □適  □否 | §93(§58③)  □A　□B |
| ⑷　アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。  この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。 | □適  □否 | §93(§58④)  □A　□B |
| ⑸　サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定障害福祉サービスの目標及びその達成時期、指定障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した個別支援計画の原案を作成しているか。  この場合において、当該指定障害福祉サービス事業所が提供する指定障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。 | □適  □否 | §93(§58⑤)  □A　□B |
| ⑹　サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定障害福祉サービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、個別支援計画の原案の内容について意見を求めているか。 | □適  □否 | §93(§58⑥)  □A　□B |
| ⑺　サービス管理責任者は、個別支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。 | □適  □否 | §93(§58⑦)  □A　□B |
| ⑻　サービス管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しているか。 | □適  □否 | §93(§58⑧)  □A　□B |
| ⑼　サービス管理責任者は、個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握（モニタリング）（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行っているか。 | □適  □否 | §93(§58⑨)  □A　□B |
| ⑽　サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。  ①　定期的に利用者に面接すること。  ②　定期的にモニタリングの結果を記録すること。 | □適  □否 | §93(§58⑩)  □A　□B |
| ⑾　個別支援計画に変更のあった場合、⑵から⑻に準じて取り扱っているか。 | □適  □否 | §93(§58⑪)  □A　□B |
| **◆サービス管理責任者の責務** |  |  |
| ⑴　サービス管理責任者は、個別支援計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。  ①　利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定障害福祉サービス事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。  ②　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。  ③　他の従事者に対する技術指導及び助言を行うこと。 | □適  □否 | §93(§59①)  □A　□B |
| ⑵　サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。 | □適  □否 | §93(§59②)  □A　□B |
| **◆相談及び援助** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。 | □適  □否 | §93(§60)  □A　□B |
| **◆介護** |  |  |
| ⑴　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。 | □適  □否 | §83①  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。 | □適  □否 | §83②  □A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。 | □適  □否 | §83③  □A　□B |
| ⑷　指定障害福祉サービス事業者は、⑴から⑶のほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行っているか。 | □適  □否 | §83④  □A　□B |
| ⑸　指定障害福祉サービス事業者は、常時1人以上の従業者を介護に従事させているか。 | □適  □否 | §83⑤  □A　□B |
| ⑹　指定障害福祉サービス事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害福祉サービス事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。 | □適  □否 | §83⑥  □A　□B |
| **◆生産活動** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮するよう努めているか。 | □適  □否 | §84①  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しているか。 | □適  □否 | §84②  □A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行っているか。 | □適  □否 | §84③  □A　□B |
| ⑷　指定障害福祉サービス事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じているか。 | □適  □否 | §84④  □A　□B |
| **◆工賃の支払** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払っているか。 | □適  □否 | §85  □A　□B |
| **◆職場への定着のための支援等の実施** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定障害福祉サービス事業者が提供する指定障害福祉サービスを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から６月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めているか。 | □適  □否 | §85の2①  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービス事業者が提供する指定障害福祉サービスを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合は、⑴の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めているか。 | □適  □否 | §85の2②  □A　□B |
| **◆食事** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得ているか。 | □適  □否 | §86①  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。 | □適  □否 | §86②  □A　□B |
| ⑶　調理はあらかじめ作成された献立に従って行われているか。 | □適  □否 | §86③  □A　□B |
| ⑷　指定障害福祉サービス事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定障害福祉サービス事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。 | □適  □否 | §86④  □A　□B |
| **◆緊急時等の対応** |  |  |
| 従業者は、現に指定障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 | □適  □否 | §93(§28)  □A　□B |
| **◆健康管理** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。 | □適  □否 | §87  □A　□B |
| **◆支給決定障害者に関する市町村への通知** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスを受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  ①　正当な理由なしに指定障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。  ②　偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。 | □適  □否 | §88  □A　□B |
| **◆管理者の責務** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業所の管理者は、当該指定障害福祉サービス事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。 | □適  □否 | §93(§66①)  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業所の管理者は、当該生活介護事業所の従業者に基準省令第4章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | □適  □否 | §93(§66②)  □A　□B |
| **◆運営規程** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。  ①　事業の目的及び運営の方針  ②　従業者の職種、員数及び職務の内容  ③　営業日及び営業時間  ④　利用定員  ⑤　指定障害福祉サービスの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額  ⑥　通常の事業の実施地域  ⑦　サービスの利用に当たっての留意事項  ⑧　緊急時等における対応方法  ⑨　非常災害対策  ⑩　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類  ⑪　虐待の防止のための措置に関する事項  ⑫　その他運営に関する重要事項 | □適  □否 | §89  □A　□B |
| **◆勤務体制の確保等** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、利用者に対し、適切な指定障害福祉サービスを提供できるよう、指定障害福祉サービス事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。 | □適  □否 | §93(§68①)  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービス事業所ごとに、当該指定障害福祉サービス事業所の従業者によって指定障害福祉サービスを提供しているか。  　（ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。） | □適  □否 | §93(§68②)  □A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 | □適  □否 | §93(§68③)  □A　□B |
| ⑷　指定障害福祉サービス事業者は、適切な指定障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | □適  □否 | §93(§68④)  □A　□B |
| **◆業務継続計画の策定等** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 | □適  □否 | §93  (§33の2①)  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 | □適  □否 | §93  (§33の2②)  □A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | □適  □否 | §93  (§33の2③)  □A　□B |
| **◆定員の遵守** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、利用定員を超えて指定障害福祉サービスの提供を行っていないか。  ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。 | □適  □否 | §93(§69)  □A　□B |
| **◆非常災害対策** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者並びに利用者及びその家族等に周知しているか。 | □適  □否 | §93(§70①)  条§5  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 | □適  □否 | §93(§70②)  □A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、⑵の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。 | □適  □否 | §93(§70③)  □A　□B |
| **◆衛生管理等** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 | □適  □否 | §90①  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービス事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。  ① 当該指定障害福祉サービス事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  ② 当該指定障害福祉サービス事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。  ③ 当該指定障害福祉サービス事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。 | □適  □否 | §90②  □A　□B |
| **◆協力医療機関** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めてあるか。 | □適  □否 | §91  □A　□B |
| **◆掲示** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。（当該指定障害福祉サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、上記の掲示に代えることができる。） | □適  □否 | §92①②  □A　□B |
| **◆身体拘束等の禁止** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行っていないか。 | □適  □否 | §93  (§35の2①)  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 | □適  □否 | §93  (§35の2②)  □A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。  　①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  　②　身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。  　③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 | □適  □否 | §93  (§35の2③)  □A　□B |
| **◆秘密保持等** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | □適  □否 | §93(§36①)  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 | □適  □否 | §93(§36②)  □A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。 | □適  □否 | §93(§36③)  □A　□B |
| **◆情報の提供等** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定障害福祉サービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 | □適  □否 | §93(§37①)  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービス事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。 | □適  □否 | §93(§37②)  □A　□B |
| **◆利益供与等の禁止** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障害福祉サービス事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | □適  □否 | §93(§38①)  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。 | □適  □否 | §93(§38②)  □A　□B |
| **◆苦情解決** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、その提供した指定障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。  具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事務所における苦情を解決するために講ずる措置の概要について、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に提示することを行っているか。 | □適  □否 | §93(§39①)  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、⑴の苦情を受け付けた場合、その苦情の内容等を記録しているか。 | □適  □否 | §93(§39②)  □A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、その提供した指定障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害福祉サービス事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | □適  □否 | §93(§39③)  □A　□B |
| ⑷　指定障害福祉サービス事業者は、その提供した指定障害福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | □適  □否 | §93(§39④)  □A　□B |
| ⑸　指定障害福祉サービス事業所は、その提供した指定障害福祉サービスに関し、法第48条第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害福祉サービス事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | □適  □否 | §93(§39⑤)  □A　□B |
| ⑹　指定障害福祉サービス事業者は、市町村長等から求めがあった場合には、⑶～⑸に係る改善の内容を市町村長等に報告しているか。 | □適  □否 | §93(§39⑥)  □A　□B |
| ⑺　指定障害福祉サービス事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条（運営適正化委員会の行う苦情の解決のための相談等）の規定により行う調査又はあっせんにできる限りの協力をしているか。 | □適  □否 | §93(§39⑦)  □A　□B |
| **◆事故発生時の対応** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。また、船橋市に対して速やかに連絡・報告等しているか。 | □適  □否 | §93(§40①)  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、⑴の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 | □適  □否 | §93(§40②)  □A　□B |
| ⑶　指定障害福祉サービス事業者は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 | □適  □否 | §93(§40③)  □A　□B |
| **◆虐待の防止** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。  ①　当該指定障害福祉サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。  ②　当該指定障害福祉サービス事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。  ③　①②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 | □適  □否 | §93  (§40の2)  □A　□B |
| **◆会計区分** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定障害福祉サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。 | □適  □否 | §93(§41)  □A　□B |
| **◆地域との連携等** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 | □適  □否 | §93(§74)  □A　□B |
| **◆記録の整備** |  |  |
| ⑴　指定障害福祉サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。 | □適  □否 | §93(§75①)  □A　□B |
| ⑵　指定障害福祉サービス事業者は、利用者に対する指定障害福祉サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定障害福祉サービスを提供した日から５年間保存しているか。  ①　個別支援計画  ②　サービスの提供の記録  ③　支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録  ④　身体拘束等の記録  ⑤　苦情の内容等の記録  ⑥　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  ＜電磁的記録について＞  指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、基準条例の規定において書面で行うこととして規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。また、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）にうち、基準条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、障害者等の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的記録によるものができる。 | □適  □否 | §93(§75②)  □A　□B |
| **第５　多機能型に関する特例** |  |  |
| **◆利用定員に関する特例** |  |  |
| ⑴　多機能型生活介護事業所、多機能型指定児童発達支援事業所、多機能型指定放課後等デイサービス事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労移行支援事業所、多機能型就労継続支援Ａ型事業所及び多機能型就労継続支援Ｂ型事業所（「多機能型事業所」と総称）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（指定宿泊型自立訓練に係るものを除く）の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次に掲げる人数としているか。  　　①　多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く）　6人以上  ②　多機能型自立訓練（生活訓練）事業所　6人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合にあっては、宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)の利用定員が6人以上とする。  ③　多機能型就労継続支援Ａ型事業所及び多機能型就労継続支援Ｂ型事業所　10人以上。 | □適  □否  □該当無 | §89①(最低)  □A　□B |
| ⑵　離島その他の地域であって平成18年厚生労働省告示第540号「厚生労働大臣が定める離島その他の地域」の各号のいずれかに該当するもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして船橋市長が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、(1)中「20人」とある 　　のは「10人」とできる。 | □適  □否  □該当無 | §89④(最低)  □A　□B |
| **◆従業者の員数等に関する特例** |  |  |
| ⑴　多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第2の1の(2)の④にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。 | □適  □否  □該当無 | §215①  □A　□B |
| ⑵　多機能型事業所（多機能型指定児童発達支援事業所、多機能型指定放課後等デイサービス事業所を除く。以下この項目について同じ。）は、第2の1の(3)にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所としてみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれに掲げる数とし、この項目の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。  ①　利用者の数の合計が60以下　1以上  ②　利用者の数が61以上　　　 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 | □適  □否  □該当無 | §215②  □A　□B |
| **◆設備の特例** |  |  |
| 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないように配慮しつつ、一体的事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。 | □適  □否  □該当無 | §216  □A　□B |
| **◆変更の届出等** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定にかかる事業所の名称及び所在地その他の厚生労働省令（平成18年厚生労働省令第19号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」第34条の23）で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令（同上）の定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。 | □適  □否  □該当無 | ＊法§46  □A　□B |
| **◆情報公表対象サービス等の利用に資する情報の報告及び公表** |  |  |
| 指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスの提供を開始しようとするとき、その他厚生労働省令で定めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、情報公表対象サービス等情報（その提供する情報公表対象サービス等の内容及び情報公表対象サービス等を提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、情報公表対象サービス等を利用し、又は利用しようとする障害者等が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会を確保するために公表されることが適当なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）を市長に報告しているか。 | □適  □否 | ＊法§76-3  □A　□B |